

全部暖簾法をめぐる FASB と IASB の 決定過程の分析

小形 健介

長崎県立大学

要 旨

FASB と IASB は、パーチェス法適用に関わる多様な実務の排除、およびコンバージェンスの達成を目的として、ジョイント・プロジェクトを展開してきた。その成果として、FASB は 2007 年 12 月に SFAS141 (R) を、また IASB は 2008 年 1 月に IFRS3 (R) を公表した。これらにより上記目的は概ね達成されたが、SFAS141 (R) は全部暖簾法を唯一の方法、IFRS3 (R) は全部暖簾法と部分暖簾法の選択適用を容認、というように重大な差異が残されたままである。本稿は、かかる差異が FASB と IASB の「組織存続の危機」に関する認識の違いにより生じたとの仮説のもとで検討を行っている。かかる検討から、国内問題解消および IASB の台頭による高次元の組織存続の危機を知覚した FASB は、産業界からの強い反対がある中、投資家との連携を図り、プレゼンスの興起を狙いとして全部暖簾法のみを採択し、一方、設定する基準に強制力がない IASB は、国際金融規制ネットワークに自身を組込み、多国籍企業や EU に拘束されることでプレゼンスを高めてきたため、産業界の意向を無視できず、部分暖簾法の容認という妥協型規制に到ったことが明らかとなった。このことが示唆するのは、異なる環境の下では異なる解が導出され、それゆえコンバージェンスが険しい道程であるということである。

1. はじめに

FASBとIASBは、パーチェス法の適用に関わる多様な実務の排除および米国GAAPとIAS/IFRSのコンバージェンスの達成を目的として、2002年4月よりジョイント・プロジェクト「企業結合プロジェクト・フェーズII」を展開してきた。そのプロジェクトの成果として、FASBは2007年12月にSFAS141(R)(FASB[2007a])とSFAS160(FASB[2007b])を、IASBは2008年1月にIFRS3(R)(IASB[2008a])と修正IAS27(IASB[2008b])を公表した。

FASBとIASBがともに認めているように、SFAS141(R)と改訂IFRS3、またSFAS160と修正IAS27は、多くの部分で共通の会計処理を要求するようになっており、かかる意味においてコンバージェンスの達成という目的が果たされているといえる(IASB[2008c])。しかしながら、SFAS141(R)では、全部暖簾法(full goodwill method)を唯一の方法とするのに対して(FASB[2007a] para. 34)、IFRS3(R)では全部暖簾法とともに、現行実務において認められている部分暖簾法(partial goodwill method)¹⁾との選択適用を許容するように、暖簾の認識・測定においてFASBとIASBでは異なった方法を規定する。

両審議会がそれぞれの基準設定プロセスを経て、異なった解(会計基準)に到達したということは、両審議会が置かれている環境において戦略的に最適と考えるものが異なったためであると捉えることができる。かかる観点に立った上で、本稿では、FASBと

IASBが「企業結合プロジェクト・フェーズII」に関して公表した資料をもとにそれぞれの審議プロセスを追跡し、両審議会がそれぞれどのような会計戦略を持っているのかを明らかにしていくこととする。かかる点を明らかにすることは、両審議会における今後のコンバージェンスの行方を占う一つの礎になるものと考えられる。

2. 会計基準設定機関の行動モデル

2.1 「組織存続の危機」による規制行動の変質

会計基準が、会計実務を規定し、意思決定の基礎となる会計情報の質と量に影響を及ぼすだけでなく、多様な契約と富の分配の基礎となる会計数値にも影響を与え、市場および組織の効率的かつ公正な運営に貢献していること(大石[2000]1頁)を鑑みると、会計基準の定プロセスは社会的選択(social choice)であるとともに、それは規制の一種であるといえる。

会計規制は、規制一般をめぐる議論の動向を受けて、「規制は公共の利益(public interest)のために行われる」とする公益理論と「規制は私的利益にもとづいて行われる」とする私益理論²⁾の2つから説明されてきた。しかしながら、前者は規範的過ぎて、現実世界を説明していないとの批判を受け、一方後者はすべての規制が私的利益にもとづいて行われているわけではなく、説明力に欠けるとの批判を受けてきた²⁾。そこで今日では、規制を私的利益にもとづいて説明できる部分とできない部分とに峻別し、説明できない部分については規制者の公的な動機の発現を見出そうとする試みがなされている(96頁)。

そうした規制者の行動を分ける決定要因の一つとして「組織存続」が考えられる。戸矢 [2003] は、規制機関が公衆の支持によって決定的な制約を受けた上で以下の規制行動を採るとする (49 頁)。すなわち、政党や官僚といった規制者は基本的に自身の支持者の利益 (私的利益) と公共の利益との双方を満たすように行動するが、規制者が公衆から高い支持を得ている場合には、規制者はそれをある程度喪失しても組織自体の存続には問題がないため、公益よりも私的利益を選択する。それに対して、規制者に対する公衆の支持が低い場合には、規制者は私的利益を優先すると公衆の支持をさらに失い、公益を追求する他の機関が参入する余地を与え、規制者の存続が脅かされることになる。そうした事態に陥ることを避けるために、公衆の支持が低い規制者は公衆の支持を取り戻すために公益を優先する (185 頁)。

2.2 会計基準設定上の制約

では、かかる仮説を会計規制に援用すると、いかなる制約が課されるといえるのか。

今日、わが国を含めた各国の会計基準設定機関は、FASB を模範としたプライベート・セクターである。とはいえ、基準設定機関の背後には「証券規制の権限を保持した行政当局が直接的・間接的に控え、基準設定の基本的な方向性を決定づけると同時に、当該基準設定活動とその成果の正統性を保証して」(藤井 [2008] 5 頁) いる。

米国では、周知のように、「連邦議会—SEC—FASB」という 3 層構造がなされており、FASB の各種プロナウンスメントは、直接的には SEC の承認を受け、間接的には連邦議会の監視下にある。このことは FASB にとって大きな脅威になっている

(Kelly-Newton [1980] p. 59: 訳書 77 頁)。なぜならば、FASB と SEC との対立が頻繁に起きる、あるいは重大な対立が生じれば、上位機関である SEC は「FASB が公的な責任を果たしていない」と認識し、FASB に委譲した権限を剥奪するかもしれないからである。そのため、下位の規制機関である FASB は、上位の規制機関に対して自身が行おうとする規制の正当性を主張し、上位機関の合意を獲得できるように働きかけなければならないのである (Horngren [1973] p. 65)。こうしたプライベート・セクターと行政機関との関係は、IASC/IASB においても見受けられる。それらは、公的権限の欠如という理由から行政機関との関係構築を「指導者たちの自発的な意思にもとづいて『戦略的』に追求」(藤井 [2008] 7 頁) してきたのである。そうした行動の象徴的事例として、IOSCO による支持獲得のためのコア・スタンダードの確立、EU との協調、G7 に向けた作業グループである金融安定化フォーラム (FSF) への参加、そして IMF への関与を挙げることができる。

プライベート・セクターにおいて説得をしなければならないのは上位機関だけではない。それは、会計基準が、主たる会計報告書の受け手である投資家の行動のみならず、会計報告書入手できる各種利害関係者 (従業員、取引先、政府機関等) の行動、さらには各種利害関係者の行動を予測して企業自身が経済行動を変更する可能性があるからである (Rappaport [1977] pp. 89-90)。そして、その影響は各経済主体の行動変化だけにとどまらず、「産業レベル、経済レベルでの実際の変化をもたらす可能性がある」(Prakash and Rappaport [1977] p. 36)。それゆえ、会計基準の設定によってもっとも大きな影響

を受けるのは産業界であるといえ、会計基準設定機関はかかる影響力を考慮した上で、規制行動を採るべきとされている³⁾。

かくして、会計基準設定機関は、上位機関と産業界による支持の獲得を必要としているといえる。では、上位機関と産業界は各々、どのような状況にあれば会計基準設定機関を支持し、また支持しなくなるのか。

2.3 上位機関と産業界の行動モデル

上位機関は、何らかの規制動機および規制目的にもとづいて規制機関にその権限を付与しているため、原則的に両者の規制動機や規制目的は同一であり、規制機関に対する上位機関の信用は相対的に高いといえる。しかしながら、規制機関が産業界に対する配慮を過大に行う（捕囚される）状況が続くと、上位機関は規制機関がそれに課された規制目的の遂行が困難になっていると判断し、不信を抱くようになる。また、逆に、有権者からのロビイングを受けやすい議会が産業界に捕囚された結果、SEC等に働きかけて規制機関との間に対立を生じさせる場合がある⁴⁾。こうした対立が頻発すれば、上位機関は会計基準設定機関に対して付与していた権限を剥奪し、新たな規制機関を設立する可能性がある。

それに対して、産業界は、既述したように、「会計実務の規定」をつうじてその行動が制限され、その影響を直接的に被る。そのため、産業界は規制機関に対する反対派になりやすい。とはいえ、プライベート・セクターによる会計基準の設定においては、その強制権限の欠如ゆえ、被規制者に対して開かれた審議がなされているが、かりにパブリック・セクターによる会計基準の設定が行われるようになる場合には、その強制権限を背景に企業等への配慮を欠いた会計基準の設定が行われる

ようになる可能性を孕んでいる。したがって、産業界にとって規制機関との決定的な対立は最適解といえず（Kelly-Newton [1980] p. 157：訳書 184-185 頁）、規制機関に対する容認も合理的な行動となることがありえる。

2.4 会計基準設定機関の行動モデル

会計基準設定機関は、こうした上位機関と産業界の行動モデルにもとづき、どのような基準設定行動を採ると考えられるのか。

会計基準設定機関が規制の必要性を認識した場合、当初は会計プロフェッションとしての矜持を示すべく、会計憲法ともいうべき概念フレームワークに準拠した、あるいは他の会計基準との首尾一貫性を保つ、さらには当該機関のメンバーが論理的に真と信じる、論理的整合性の強い会計基準を設定しようとすると考えられる。

しかしながら、一旦それが反対されると、規制機関のその後の行動は、当該機関が陥っている状況により異なる行動様式を採るものと考えられる。上位機関においては信用と不信、産業界においては容認と反対の組み合わせから、計4つのケースが想定される（図表1参照）。

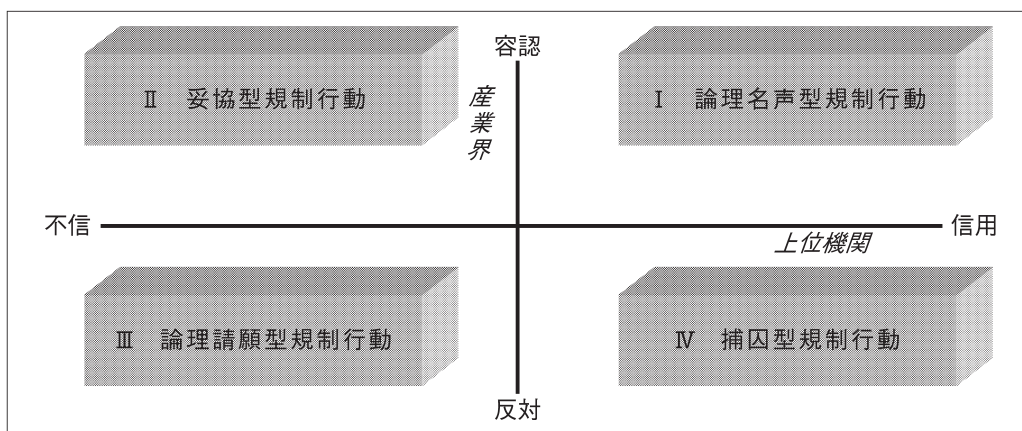
①ケースI（上位機関信用、産業界容認）

かかる状況において、会計基準設定機関は「組織存続の危機」を低い次元でしか認識しない。そのため、当該機関は当初から自身が提案している規制を行おうとする。会計基準設定機関が当初から主張する提案は、場合によっては、構成員の名声を高め、再就職先を確保するといった個人的欲求に駆られているのかもしれない。かくして、ここではかかる規制行動を「論理名声型規制行動」と呼ぶ。

②ケースII（上位機関不信、産業界容認）

上位機関が不信を抱いている状況において、

図表 I 会計基準設定機関の行動モデル



会計基準の設定が滞ると、上位機関の不信を一層募らせる結果となり、より高次の「組織存続の危機」を招くことになる。一方で、産業界が会計基準設定機関を容認しているとしても、産業界は反対派に変わりやすい。こうした状況下で産業界に捕囚されることは、上位機関による不信を一層募らせることになるため、会計基準設定機関は、当該機関および産業界の両者とも満足いく妥協的な会計基準の設定を行うと考えられる。ここではかかる規制行動を「妥協型規制行動」と呼ぶ。

③ケースIII（上位機関不信，産業界反対）

かかる状況に陥るパターンには2つのものが想定される。1つは産業界の強い反対が上位機関の信用喪失に繋がるパターンであり、もう1つは会計基準設定機関に対する強力な競争相手の登場により上位機関の信用喪失および産業界からの反対を被るパターンである。かかる状況において、会計基準設定機関は組織存続を図るために、投資家等との間で新たな同盟を形成しようとする。そのために、当該機関は投資家志向の概念フレームワークに準拠した、あるいは当該機関のメンバーが論理的に真と信じる、当初提案していた論理的整合性の強い会計基準を堅持しようとする。

ここではかかる規制行動を「論理請願型規制行動」と呼ぶ。

④ケースIV（上位機関信用，産業界反対）

かかる状況において、会計基準設定機関は、規制の必要性を認識しつつも、産業界からの容認を取り戻して自身の規制基盤を強化すべく、産業界に規制レントを割り当てようとする。こうした行動の現われとして、プロジェクトの中止や延期の決定による現状維持が挙げられる。ここではかかる規制行動を「捕囚型規制行動」と呼ぶ。

本稿では、以上で示した会計基準設定行動モデルを分析視角として、FASBとIASBの全部暖簾法をめぐる議論を対象に、両審議会の会計戦略にアプローチしていくこととする。

3. 全部暖簾法の特徴 —背景・会計処理・経済的影響—

3.1 全部暖簾法提唱の背景

周知のように、米国 GAAP における暖簾の会計処理は、SFAS 141 (FASB [2001]) が規定している。ただし、そこでは非支配持

分が存在しない、全部取得が前提とされ、当該持分が存在する部分取得における暖簾の算定については規定していない。実務上、部分取得においては、企業結合コストを識別可能な取得資産および引受負債に対して、支配持分に帰属する部分については公正価値にもとづいて割当て⁶⁾、それを超過する額を暖簾にする「部分時価評価法・部分暖簾法」が支配的であった (FASAC [2003a] p. 6)。

一方、IAS/IFRS において暖簾の会計処理は IFRS 3 (IASB [2004]) が規定し、全部取得であれ、部分取得であれ、企業結合コスト⁷⁾を識別可能な取得資産および引受負債に対して取得日の公正価値で割当てる全面時価評価法が要請され (para. 40)、その超過額を暖簾としている (para. 51)。それゆえ、IAS/IFRS では「全面時価評価法・部分暖簾法」が採用されていた。

こうした企業結合会計上の相違は、証券市場における企業結合取引の重要性と相俟って国際的コンバージェンスの必要性を高めことになっていった。そうした必要性を認識した FASB と IASB は、当該問題をジョイント・プロジェクトとし、2005 年 6 月にそれぞれ公開草案 (ED: FASB [2005a] と IASB [2005]) を公表するのである。

FASB と IASB は、両 ED において「取得法 (the acquisition method)」と呼ぶ、取得日時点における被取得事業体全体の公正価値測定とともに (FASB [2005a] para. 19, IASB [2005] para. 19)、当該結合における識別可能な取得資産および引受負債の取得日時点での認識かつ公正価値測定を要請する (FASB [2005a] para. 28, IASB [2005] para. 28) 「全面時価評価法」を提案する。取得法では、被取得事業体全体の公正価値が、識別可能な取得資産および引受負債の差額で

ある識別可能純資産の公正価値を超過する場合、その超過額を暖簾とするため (FASB [2005a] para. 49, IASB [2005] para. 49)、被取得事業体全体の暖簾を計上する、「全部暖簾法」⁹⁾が提案されることになる。

この要請は、単なる会計処理方法の変更を意味するのではなく、「コスト (対価) を基礎とした測定」から「価値を基礎とした測定」への変更を促すものであり、既存の会計制度の転換を導く、本質的な問題を内包しているといえる (FASB [2005a] p. iv, IASB [2005] p. 6)。

3.2 両 ED に対するコメント・レター

両 ED に対しては、FASB に 114 通、IASB に 158 通、そして両者に 10 通の合計 282 通のコメント・レターが寄せられており (FASB/IASB [2006] para. 2)、とりわけ「全面時価評価法・全部暖簾法」の提案は、大きな反響を呼んだものの一つであった。かかる提案に対するコメントは、次の 3 つに区分される (para. 29)。すなわち、

- ① 「部分時価評価法・部分暖簾法」支持、
 - ② 「全面時価評価法・部分暖簾法」支持、
 - ③ 「全面時価評価法・全部暖簾法」支持、¹⁰⁾
- である。

コメント・レターの回答者の大多数は②の категорияに属し、次いで①の categoria であり、③の categoria に属しているのは利用者と一部の政府機関に過ぎず、その数はほとんどなかった (paras. 30-33)¹¹⁾。かくして、全部暖簾法はほとんどの利害関係者から同意を得ることができなかつたといえる。

3.3 全部暖簾法の経済的影響

そもそも全部暖簾法と部分暖簾法はどのような経済的影響の相違をもたらすのか。

IFRS3 (R) と同時に IASB が公表した『企業結合フェーズIIプロジェクトの要約、フィードバック、そして影響分析一』(IASB [2008c]) では、非支配持分を公正価値で測定することにより、暖簾および非支配持分の金額が通常、より大きくなり、部分暖簾法を用いる事業体よりも監査コストの増大をつうじてより大きな作成コストが発生する、と述べる (p. 19)。

また、Dennis [2008] は、全部暖簾法を適用し、かつ当該暖簾に減損が生じた場合、部分暖簾法を適用する場合に比べてより大きな減損損失を生じさせるという企業業績への負の影響を指摘する (p. 20)。山下・石崎 [2003] は、米国企業が 1990 年代後半から 2000 年までの積極的な投資活動の反動から多額の減損損失を被っていることを報告している (16-18 頁)。

こうした状況を鑑みると、多額の暖簾を計上することになる全部暖簾法が、産業界に拒否反応をもたらすことは想像に難くない。

3.4 SFAS141 (R) と IFRS3 (R) における会計処理

コメント・レターやラウンドテーブル・ミーティングへの参加等を通じて意見聴取し、審議を重ねた結果、FASB と IASB は最終基準書である SFAS141 (R) と IFRS3 (R) を公表する。

SFAS141 (R) と IFRS3 (R) では、ED と同様に取得法の適用が要請されている。ここでは、「取得日に、暖簾を除いて、識別可能な取得資産、引受負債、そして被取得事業体の非支配持分を認識」(FASB [2007a] para. 12, IASB [2008a] para. 10) する認識原則を示した後で、SFAS141 (R) と IFRS3 (R) は異なる測定原則を示す。

SFAS141 (R) では、「取得事業体は、識別可能な取得資産、引受負債、そして被取得事業体における非支配持分を取得日の公正価値で測定すべき」(FASB [2007a] para. 20: 下線筆者挿入) とするのに対して、IFRS3 (R) では、「取得事業体は、識別可能な取得資産および引受負債を取得日の公正価値で測定すべきである」(IASB [2008a] para. 18) とし、非支配持分に対しては、「公正価値ないし被取得事業体の識別可能純資産に関する当該持分の比例的持分のいずれかで測定する」(para. 19: 下線筆者挿入) ことを要請する。つまり、SFAS141 (R) では、非支配持分に帰属する暖簾に対して公正価値測定を行う全部暖簾法が要請されているのに対して、IFRS3 (R) では、全部暖簾法とともに、当該持分の比例的持分を基礎として測定する部分暖簾法という 2 つの方法の選択適用を認めるのである (IASB [2008a] paras. 19 and 32)。

こうした異なる結論に到った理由について、SFAS141 (R) と IFRS3 (R) における「結論の基礎」では、全部暖簾法が利用者にとっての有用性および概念的な妥当性から望ましいものの、IASB では当該方法に対する実践上のコストの観点からメンバー間の同意が得られず、当該測定一本化を諦めたとされている (FASB [2007a] paras. B207-B216, IASB [2008a] paras. BC207-BC216)。

FASB では、ED での提案と同様、「全面時価評価法・全部暖簾法」が堅持されているのに対して、IASB では ED での提案と異なる「全面時価評価法・全部暖簾法と部分暖簾法の選択」を認め、とりわけ部分暖簾法の適用が現行実務と同様の手続であることを鑑みると、IASB はある種現状維持を選択したと捉えることができるのである。

FASB と IASB との共同プロジェクトは、多くの資源と時間を共有してきたにもかかわらず¹³⁾、以上のように異なった結論に到った。その理由を明らかにするために、以下において両審議会の審議プロセスを振り返ることとする。

4. FASB と IASB の基準設定プロセス

4.1 FASB の基準設定プロセス

(1) 基準設定の背景

米国における企業結合プロジェクト・フェーズ II は、AICPA の AcSEC や SEC スタッフ等からの要請を受け、1982 年 1 月に FASB がアジェンダに加えた連結プロジェクトを前身としている。連結プロジェクトにおいて、FASB は、1991 年 9 月に連結方針および連結手続を親会社概念と経済的単一体概念という 2 つの連結基礎概念の観点から分析した討議資料 (FASB [1991]) を、そして 1995 年 10 月には、経済的単一体概念に依拠した連結方針および連結手続を展開した ED (FASB [1995]) を公表した¹⁴⁾。ED に対する強い反対を受け¹⁵⁾、最終基準書の公表が困難であると判断した FASB は、3 つのプロジェクトに分割して審議を進めた¹⁶⁾。

そのうちの一つである企業結合プロジェクトにおいて部分取得を議論するに当たり、FASB は、負債持分プロジェクトにおいて議論されていた非支配持分の問題を含めることが望ましいと判断し、2001 年に両プロジェクトを統合した企業結合プロジェクト・フェーズ II を開始したのである (FASB [2007b] paras. B20-B21)。

(2) 2005 年 ED までの審議

かかるプロジェクトの開始から 2005 年

ED の公表まで、FASB はボード・ミーティングを 43 回開催している (FASB [2007a] para. C27)。この間に、「全部暖簾法」に関する議論はどのように展開されたのか。以下、ボード・ミーティングにおける議事録と配布資料から議論の推移を跡付けていく。

FASB が部分取得における暖簾の問題を最初に議論したのは、2002 年 10 月 30 日である。そこでは、FASB スタッフによる全部暖簾法の提案に対して、2 名の FASB メンバー (Wulff と Schieneman) が、その概念的優位性を認めながらも、測定における目的適合性および信頼性の両面から懸念を表明する。それに対して、他のメンバーは、かかる方法の(a)首尾一貫した公正価値測定、(b)概念的な優位性、そして(c)情報の有用性¹⁷⁾から賛成し、当該方法の採用を暫定的に決定する。

FASB が次に暖簾に関する問題を議論したのが 2003 年 6 月 4 日である。そこでも、前回と同様の議論となったため、FASB は採決を行った。賛成 5 名、反対 2 名 (Wulff と Schieneman) の結果、FASB は全部暖簾法の採用を決定している。

FASB は ED 公表までボード・ミーティングにおいて当該問題を議論することはなかったが、興味深いのは 2003 年 8 月 12 日の FASB と財務諸表利用者グループとのミーティングにおける利用者の主張である。ここでは、利用者からの全部暖簾法に対する強い支持を受けており (FASAC [2003b] p. 3)、FASB の決定を後押しする役割を与えたものと考えられる。

(3) 2005 年 ED 以降の審議

既述したように、2005 年 ED 公表後、FASB と IASB が受け取った全部暖簾法に対するコメントは、その大多数が反対意見であった。FASB は、ED 公表から SFAS141

(R) 公表までに 13 回のボード・ミーティングを開催している (FASB [2007a] para. C29)。そのうち、全部暖簾法を議論したのは 2006 年 3 月 28 日のみである。¹⁸⁾

そこでは、FASB スタッフからコメントの分析がなされた後、引き続きスタッフから全部暖簾法のメリットが確認され、全部暖簾法に対する採決がなされた。測定上の信頼性のなさから反対する Seidman を除いた 6 名の賛成を受け、FASB は全部暖簾法の採用を決定している。

4.2 IASB の基準設定プロセス

(1) 基準設定の背景

IASB は、設立後最初のアジェンダの 1 つとして企業結合プロジェクトを取り上げ、それを 2 つのフェーズに分割して議論した。フェーズ I はパーチェス法への一本化と暖簾の減損を扱う短期的なものであるのに対して、フェーズ II はパーチェス法の精緻化を中心とし、かつ国際的コンバージェンスの達成を意図するものであった。IASB は、フェーズ I の完了を待たずにフェーズ II の議論を行っていたため、かかるプロジェクトにおいては FASB が先行して議論を行い、IASB がそれを後追いするという形で当初進められた。

(2) 2005 年 ED までの審議

かかるプロジェクトの開始から 2005 年の ED 公表まで、IASB はボード・ミーティングを 28 回開催している (IASB [2008c] p. 10)。この間に、「全部暖簾法」に関する議論はどのように展開されたのか。以下、ボード・ミーティングにおける配布資料と IASB 公表の *UPDATE* から議論の推移を跡付けていく。

IASB において全部暖簾法を最初に扱ったのが、2002 年 11 月である。そこでは、全部

暖簾法が、支配プレミアムにかかわる測定上の問題や非支配持分に帰属する暖簾の目的適合性にかかわる問題を持つものの、連結財務諸表作成上の支配概念および網羅性概念に整合するといった概念上の優位性から、IASB はその採用に対して暫定的に合意している。

IASB は、2003 年 4 月に再度審議する。全部暖簾法の適用が、従来の実務を複雑に変更することになるとの懸念が表明されたため、IASB は、その採用によりどのような影響があるのかを調査するようにスタッフに指示した。IASB は、2003 年 6 月に改めて審議を行い、前回までと同様、当該方法の測定上の信頼性および目的適合性の観点からの反対意見とともに、利用者への有用性および概念的な整合性の観点から賛成意見が表明されたため、採決を行い、賛成 9 名、反対 4 名、棄権 1 名の結果、全部暖簾法の採用を決定している。

なお、2003 年 6 月には、IASB のアジェンダの決定や基準設定プロジェクトに助言を与える基準諮問会議 (SAC) ミーティングも開催され、全部暖簾法についての議論がなされている。そこでは、財務諸表の利用者と作成者がともにその測定方法に疑問を抱いていること、さらにはアナリストの立場からかかる方法が追加的情報を提供するものであるのか定かではないこと、が指摘されている。また、同年 11 月の SAC ミーティングでも同様に、全部暖簾法に対する多くの反対意見が示されている。SAC メンバーの多くが IASB の審議に疑問を抱いていることは、注目すべき点であろう。

(3) 2005 年 ED 以降の審議

IASB は、ED 公表から IFRS3 (R) 公表まで 13 回のボード・ミーティングを開催している (IASB [2008c] p. 11)。IASB によ

る審議再開に先立つ2006年2月のSACミーティングにおいて、再度、全部暖簾法が議題に挙げられ、以前と同様、測定上の信頼性の観点から多数のSACメンバーより当該方法への反対意見が表明されている。

2006年3月に審議が再開され、その内容は明らかでないものの、当該方法の採用に対する投票が行われている。投票結果は、賛成8名、反対6名であり、基準成立に必要な9票に届かないまでも、全部暖簾法の採用が改めて確認されている。しかしながら、直後の2006年4月では、前回の暫定合意の意味についてメンバーから疑問が呈され、かかる問題を継続して検討することが確認されている。

2006年10月のFASBとIASBのジョイント・ミーティングでは、IASBスタッフより全部暖簾法に関してIASBメンバーの中で合意を得ることが困難であるため、これまでとは異なる、非支配持分の測定属性という観点から議論を進めることへの提案がなされた。この提案は、非支配持分を公正価値で測定するか（全部暖簾法）、あるいは識別可能純資産の比例的持分で測定するか（部分暖簾法）という観点から議論の収束を図ろうとするものである。

これを受けて2006年12月には、非支配持分の測定属性の観点から議論が進められた。そこでは、非支配持分を公正価値で測定するという点に対して投票が行われ、賛成9名、反対5名という結果により当該方法が暫定的に合意されたが、実務上当該方法の実施には作成者に過重な負担を課すことになるとの配慮から、例外規定の設置が同様の投票結果（賛成9名、反対5名）で暫定的に合意された。とはいえ、かかる合意については根強い反対意見があり、2007年1月には、全部暖簾法と部分暖簾法の決定を取得事業体に委ね

るとの提案が、また2007年3月には部分暖簾法を原則的方法とする提案¹⁹⁾がなされるなど、IASBスタッフはその解決に苦心している。

2007年3月では、全部暖簾法を原則的方法とし、「過度のコストおよび労力（undue cost and effort）」がかかる場合に部分暖簾法を容認することが一旦は支持されるが、2007年4月には「過度のコストおよび労力」が曖昧な概念で、首尾一貫した適用ができないとの指摘があったため、再度審議²⁰⁾を行い、その結果、全部暖簾法と部分暖簾法を企業が取引ごとに自由に選択できるようにすると結論に到ったのである。

4.3 審議過程の相違

FASBとIASBの審議を振り返ると、まず指摘されるべきことは、暖簾の測定方法に対する審議回数²¹⁾の決定的な違いである。FASBでは、全56回のボード・ミーティングのうち3回（5.4%）の審議に対して、IASBでは全41回のうち9回（22.0%）の審議を行っている。とりわけ、ED公表以降、ともに13回のボード・ミーティングを開催しているが、FASBは1回（7.7%）の審議に対して、IASBでは6回（46.2%）の審議が行われ、2006年10月以降はほぼ毎回、しかも各ボード・ミーティングの中心的議題とされていたのである。

議論の内容においても、FASBでは公正価値測定の一貫した適用が関心事であったのに対して、IASBでは測定上の信頼性が議論の中心となっていた。このことは、会計基準の設定においてどの利害関係者に注意を払っていたのかという違いとも結びつく。FASBが、財務諸表利用者グループとのミーティングにおいて彼らからの支持を取り付けていたことから、利用者志向の会計基準設定を企

てていたといえる。しかもこれは、前身の連結プロジェクトから一貫して維持されてきたものである。それに対して、IASB は、公正価値測定「過度のコストおよび労力」という観点を採り入れ、作成者たる産業界に配慮した会計基準の設定を行ったといえよう。そしてまた、この決定は多くの SAC メンバーの意向に沿ったものであるのである。

以上のことから、やや図式的に捉えると、利用者の観点から公正価値測定の一貫した適用を選好し、論理的な整合性を重視した FASB と、作成者の財務諸表作成コスト増大を懸念し、彼らへの配慮を行った IASB として捉えることができる。

では、そうしたアプローチの違いはどこから生じたのか。本稿では、「2. 会計基準設定機関の行動モデル」で確認した、「組織存続の危機」という観点から検討することとする。

5. FASB と IASB における「組織存続の危機」

5.1 FASB の危機認識

(1) 米国国内問題の解消

今世紀初頭の米国会計界は、Enron や World Com をはじめとする不正会計の発覚、それらに Arthur Anderson が関与していた事実を受け、大きな会計不信に陥っていた。FASB は、こうした事態に対処するべく、会計基準の改訂に着手し、業績報告プロジェクトなどのビッグ・プロジェクトを発足させる。また同時期に、FASB は SEC からの要請にもとづき「単純化プロジェクト」を組織し、(a)原則主義への移行、(b)概念フレームワークの強化と修正、そして(c)選択可能な会計方法と例外の除去、を図る。

以上の諸点が示唆しているのは、会計不信という国内問題に直面した FASB が、会計基準の設定を論理性の強化と経営者裁量の縮小をつうじて対処しようとしていることである(徳賀 [2003])。こうした対処が上位機関である SEC から要請されていたことは、FASB にとって大きな制約になっていたといえる。

(2) IASB との会計基準設定競争

また、米国において無視することのできない状況に IASB の台頭がある。2005 年以降、EU 域内での IAS/IFRS の適用が義務付けられてから、IASB の存在が大きくなっていることは周知の事実である。これは FASB が IASB との間での会計基準設定競争に取り込まれたことを意味する。では、こうした状況において FASB がどのような現状認識を行っているのだろうか。

2007 年 10 月の銀行・住宅・都市問題委員会における証券・保険・投資小委員会では、FASB 議長である Herz が次のような証言を行う (Herz [2007])。すなわち、FASB が「共通の、かつ高品質でグローバルな財務報告システム」を望んでいるが、複数のローカル版 IFRS が存在している現時点において IASB が行っている国際財務報告のコンバージェンスは途半ばで、不完全であるため、米国企業の IFRS 採用は、IFRS の改善がなされるまで行われるべきでないし、それには時間がかかるであろう (pp. 3-11)、とするのである。

Herz の証言から明らかになることは、米国 GAAP が IFRSs よりも優位に立っているとの認識を FASB が抱いていること、そして FASB が IASB を「ある共通の、かつ高品質でグローバルな財務報告システム」構築のための共同制作者 (collaborator) とい

うよりも競争相手 (competitor) と捉えていることである。この根底には、FASBが、将来の国際財務報告システムにおいて、「影響力を行使」(大石 [2008] 58頁)する、あるいは「優位に立つための方策」(杉本 [2008 a] 47頁)を図り、IASBとのコンバージェンスにおいてイニシアティブを採る、あるいはIFRSとの間での差別化を図ることにより、国際財務報告システム構築におけるFASBのプレゼンスを高めようとする意識が働いていると考えることができるのである。

(3) FASBの論理請願型規制行動に基底する戦略

国内問題解消のために、論理性が重視され、かつ複数の会計処理を認めることのできないFASBにとって、経済的単一体概念に立脚し、なおかつ利用者が強い選好を示す全部暖簾法のみを採択することは不可避であったといえよう。また、国外的には強力な競争相手であるIASBが部分暖簾法の採用に揺れ動く中で、一貫して全部暖簾法を主張し続けることが、IFRSとの差別化を図る上で、FASBにとって好都合と考えたのかもしれない。かくして、FASBは、IASBの台頭による高次元の組織存続の危機を知覚している中で投資家との連携を図り、自身の存続およびプレゼンスの興起を狙いとして全部暖簾法の採用という論理請願型規制行動を採ったものと解されるのである。

5.2 IASBの危機認識

(1) IASBのプレゼンスの高まり

既述したように、IASBは、公的権限の欠如という理由から行政機関 (IOSCO, FSF, IMF等)との関係構築を自発的かつ戦略的に追求してきた。行政機関との関係強化が

IASBの戦略的行動であることは、かかる機関の代表者がSACのメンバーとなっていること (Donnelly [2007] p.118)、さらには評議員任命諮問グループ (Trustee Appointment Advisory Group) に名を連ねていることから推測される²²⁾。

IASBのかかる行動は、IASBのプレゼンスの向上に貢献する一方で、国際的金融規制ネットワークに取り込まれ、それゆえ当該ネットワークの意向を無視することができなくなったことを意味するのである (大石 [2008] 60頁)。

また、SACメンバーには、大規模な多国籍企業のCFOや会計事務所のパートナーが数多く名を連ねており (Donnelly [2007] p.118)、そうした組織がIASBの活動資金の拠出先であること (Brown [2004]) を鑑みると、IASBが「政治的圧力」(Zeff [2002] p.43) にさらされていることは、想像に難くないのである。

(2) EUとの関係性

IASBがIFRSsを設定したとしても問題はさらに残されている。それが、IASBにはIFRSsの適用を強制する権限がないという点である (杉本 [2008 b] 30頁)。その結果が、Herzの指摘するローカル版IFRSの存在である。EUにおいても、フランス政府の強い政治的圧力の結果、IAS 39のカーブ・アウト (curve-out) が生じたように、欧州版IFRSが存在するに到っている (Ball [2006] p.16)。こうした欧州の政治力がより一層顕著な形で現れたのが、IFRIC 3の撤回である (Nobes [2006] p.236)。

さらに、2005年10月のグローバル公共政策シンポジウムにおいて、欧州委員会委員であるMcCreevyは、「IFRS列車は駅を出たばかりであり、新たな荷物を載せることはな

いであろう」(McCreevy [2005] p. 4) との発言を行い、コンバージェンスが会計基準設定機関に対して会計の理論的フロンティアの追求および提案を期待するものでないとの見解を打ち出した。こうした McCreevy の発言を、Street and Linthicum [2007] は、米国の動向と相対化させて捉える。すなわち、ビッグ・プロジェクトの展開で現状を変えようとしている米国に対して、「IFRS の実施に疲弊した利害関係者 (IFRS-implementation-weary-constituents)」からの圧力の下、変化に対して警鐘を鳴らす欧州という図式を描き、欧州の意向を強く受けた IASB が、革新性のある、新たな会計基準の設定に積極的でないとの見解を示すのである (p. xiii)。

(3) IASB の妥協型規制行動に基底する戦略

IASB は自身のプレゼンスを高めた結果、国際的金融規制ネットワークによる動向や SAC メンバー等である多国籍企業および大規模会計事務所の発言、さらには EU の動向に拘束される状況にあるといえる。これは、IASB が設定する会計基準の適用を強制する権限がないという点に起因している (杉本 [2008 b])。それゆえ、その基盤はきわめて脆弱であるといえる。そうした状況において、IASB がプレゼンスを高めていくためには、IAS/IFRS が広く利用されることであるといえよう。それゆえ、IASB は、産業界の意向を無視することはできないのである。

その一方で、コンバージェンスを喫緊の課題としている IASB にとって、FASB の動向に反して、産業界に完全に捕囚されてしまい、企業結合プロジェクトを現状のまま終了させることは現実的ではない。かくして、部分暖簾法の容認という形で産業界への配慮を

行い、妥協型規制行動を採ったものと解されるのである。

6. おわりに

本稿の検討より明らかになることは、基準設定機関の置かれている環境によって異なる解が導出されるという当然の帰結である。しかしながら、それゆえに、置かれている環境が異なる FASB と IASB との間でのコンバージェンスは、細部まで達成し得ない可能性が大であることが明らかになるのである。このことは、徳賀 [2004] の指摘する、両審議会の基準設定プロセスの問題点、すなわち利用者の要請を十分に反映する「開放型」基準設定システムを採る FASB と、彼らの要請を十分に反映しない「閉鎖型」基準設定システムを採る IASB との対比を鮮明に現したものであるといえ、かつ IASB が産業界や行政機関からのロビイングに直面し、ジレンマに直面することを指摘した Zeff [2002] や大石 [2005] を裏付けることになっている。

企業結合プロジェクトが最初のジョイント・プロジェクトの成果であるという事実に着目した場合、これに続く収益認識プロジェクトや業績報告プロジェクトといったビッグ・プロジェクトにおいても同様の状況に陥ることは想像に難くない。全部暖簾法の事例は、コンバージェンスが最初の第一歩を踏み出したに過ぎないことを示しているといえよう。

【注】

- 1) わが国では買入暖簾法 (purchased goodwill method) と一般的に呼んでおり、当該プロジェクトにおいてもかかる用語を用いる場合があるが、本稿では全部暖簾法との対比を鮮明に打ち出す意味を込めて、部分暖簾法と呼

- 称する。
- 2) 以上の議論については、大石 [2000] が詳しい。
 - 3) FASB は、会計基準の及ぼす社会的および経済的インパクトである経済的帰結に大きな関心を寄せ、1970年代の概念フレームワーク・プロジェクトにおいて検討すべき課題の一つとしていた (FASB [1976] paras. 367-370)。また、今日のIASBでは、論争が巻き起こった基準を公表する際に『フィードバック・ステートメント (Feedback Statement)』を作成し、IASBの検討した実務における経済的影響を公表するようになってきている。
 - 4) これはAPBがその権威を失った理由でもある (Moonitz [1974] p. 85: 訳書 138頁)。
 - 5) こうした行動は、上位機関等からの支持を失っていたCAPやAPBの末期における行動にみとれる (Wolk et al. [2004])。
 - 6) 一方、非支配持分に帰属する部分については被取得事業体の帳簿価額で測定する。
 - 7) ただし、企業結合は、段階的な株式購入によって行われる場合があり、その場合には個々の取引コストの合計額が企業結合コストになっている (IASB [2004] para. 25)。
 - 8) 2006年において、世界中で13,000件以上のM & A取引が行われ、このうち米国GAAPを適用する事業体によって約1兆300億ユーロの取引が、そしてIFRSを適用ないし移行している事業体によって約1兆2,600億ユーロの取引が行われていたという。2003年と2006年の間で、取引量は5倍に増加し、ここ10年以上、世界規模での企業取得の平均年額は、証券市場資本合計の8-10%に等しいという (IASB [2008c] p. 4)。
 - 9) 両EDと同時に、FASBから公表された非支配持分に関わるED (FASB [2005b]) では、当該持分を連結財政状態表の持分において報告するよう提案している (para. 20)。これにより、支配持分と非支配持分との同質性が担保され、全部暖簾法を提案する素地が整ったといえる。なお、IASBは、2003年改訂のIAS 27 (IASB [2003] para. 33) において同様の取扱いを既に規定している。
 - 10) ①は、米国において支配的な現行実務であるが、その賛成の理由として、非支配株主が被取得事業体の取得取引に参加しない以上、非支配持分に帰属する資産および負債を再測定すべきでないことが挙げられている。②は、IFRS 3において規定された方法であるが、それに対しては、暖簾が直接測定できない以上、他の資産とは異なる処理がなされるべきであること、そして被取得事業体の100%取得でない限り、当該企業の公正価値を十分な信頼性を持って測定することができないこと、を根拠として全部暖簾法の提案に反対する。そして、③は両EDが提案する方法であるが、取得事業体は暖簾を含めて取得した資産を利用して、そのベネフィットを獲得しているという利用者の見解および一部の政府機関 (たとえば、ニュージーランド財務省) による概念上の優位性から全部暖簾法が支持されている (FASB/IASB [2005] paras. 30-33)。
 - 11) 2005年10月および11月にNorwalkとLondonで開催されたラウンドテーブル・ミーティングにおいても、アナリスト以外の参加者から全部暖簾法に関する反対意見が表明されている。
 - 12) ただしここでは、EDにおいて提案されていた「被取得事業体の公正価値測定」要件が、「被取得事業体における非支配持分を含む、企業結合の構成要素を公正価値で測定することに焦点を当てた」(FASB [2007a] para. B81, IASB [2008a] para. BC81) ことを理由に除外されている。
 - 13) 両審議会はジョイント・ミーティングを両ED公表までに3回、最終基準書公表までに3回の計6回開催し、ED公表後にNorwalkとLondonで45を超える関係者との合同ラウンド・テーブルを開催した。また、両審議会は、FASB企業結合資源グループの技術的な支援を受け、当該グループとの教育セッションを開催していた (FASB [2007a] paras. C26-C29)。
 - 14) 連結基礎概念に関する和文献については、高須 [1996] や小形 [2008] 参照。
 - 15) FASBは、EDに対して約160通のコメント・レターを受け取ったが、これらの大多数はEDに対して反対意見を唱えるものであったため、この時点で一旦、当該プロジェクトに対する最終基準書を公表しないと判断を下した (FASB [2007b] paras. B8-B11)。
 - 16) 連結方針は連結プロジェクトにおいて引き続き審議することにした上で、連結手続のうち非支配持分に関わる問題は負債持分プロジェ

- クトへ、また子会社資産等の会計処理に関わる問題は企業結合プロジェクトへ分割された。
- 17) ここでの有用性は、全部暖簾法自体に対するそれではなく、すべての資産を網羅し、かつ暖簾のリターンに対する情報が利用者に対して有用であるとの実証研究の成果にもとづいたものを意味している。
 - 18) 2006年1月25日のボード・ミーティングにおいて、FASBは興味深い確認を行っている。その確認とは、FASBがED公表以前に検討した問題については、回答者がどのような主張を行ったとしても、以前下した決定を再度検討する計画をもっていない、というものである。
 - 19) 米国GAAPとIAS/IFRSの間には資産や負債の測定において既にいくつもの差異が存在し、残余として測定される暖簾をコンバージェンスしても金額上、差異が生じる可能性があることがその理由として挙げられている。
 - 20) そこでは、部分暖簾法と全部暖簾法のどちらも基準成立に必要な9票に達することが出来なかった（前者は8名の反対、後者は6名の反対）。
 - 21) こうした一連の取り組みにより、SECは2007年7月に登録外国企業に要求していた米国GAAPとの調整表の廃止を提案し、同年11月に正式決定している。さらに、SECは、米国企業にもIAS/IFRSの適用を認めることに関して意見照会している。
 - 22) IOSCO, FSF, IMF 以外には、米国連邦準備システム、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、欧州中央銀行、世界銀行の代表者が当該グループのメンバーとなっている。

【参考文献】

- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- [2005] 「グローバル市場と会計基準設定」『国際会計研究学会年報2004年度』183-189頁。
- [2008] 「収益認識プロジェクトにみるFASBとIASBの戦略」『企業会計』第60巻第8号、57-63頁。
- 小形健介 [2008] 「米国における連結会計基準設定過程に関する研究」(神戸商科大学大学院経営学研究科博士課程論文)。
- 杉本徳栄 [2008 a] 「IFRS受入れを巡る米国の対応」『企業会計』第60巻第4号、41-50頁。
- [2008 b] 「会計基準のコンバージェンスとGAAPの成立根拠」『会計』第173巻第5号、20-34頁。
- 高須教夫 [1996] 『連結会計論—アメリカ連結会計発達史—』森山書店。
- 徳賀芳弘 [2003] 「会計基準設定における姿勢の変化」(山地秀俊編著『アメリカ会計不正とその分析』研究叢書63, 神戸大学経済経営研究所, 第1章所収)。
- [2004] 「会計基準の国際的統合と日本の対応戦略」『会計プロGRESS』第5号、37-48頁。
- 戸矢哲朗 [2003] 『金融ビッグバンの政治経済学』東洋経済新報社。
- 藤井秀樹 [2008] 「会計制度の成立根拠を考える—合意と制度の信頼性—」『会計』第173巻第5号、1-19頁。
- 山下裕司・石崎寛憲 [2003] 「90年代後半以降における米国企業の投資活動とコーポレート・ガバナンス」『International Department Working Paper Series 03-J-6 (日本銀行国際局)』1-22頁。
- Ball, R. [2006] “International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors,” *Accounting and Business Research*, Vol. 36, Special Issue, pp. 5-27.
- Brown, A. M. [2004] “The Milieu of the IASB,” *The Journal of American Academy of Business*, Vol. 5, No. 1/2, pp. 385-390.
- Dennis, D. [2008] “The Process Towards Convergence Continues,” *Accountancy Ireland*, Vol. 40, No. 2, pp. 18-21.
- Donnelly, S. [2007] “The International Accounting Standards Board,” *New Political Economy*, Vol. 12, No. 1, pp. 117-125.
- Financial Accounting Standards Advisory Council [2003a] “Business Combinations: Pur-

- chase Method Procedures, March 2003,” FASAC.
- [2003b] “Business Combinations-Purchase Method Procedures, September 2003,” FASAC.
- Financial Accounting Standards Board [1976] *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Discussion Memorandum, FASB (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年).
- [1991] *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, Discussion Memorandum, FASB.
- [1995] *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*, Exposure Draft, FASB.
- [2001] *Business Combinations*, Statement of Financial Accounting Standards No. 141, FASB.
- [2005a] *Business Combinations, a replacement of FASB Statement No. 141*, Exposure Draft, FASB.
- [2005b] *Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries, a replacement of ARB No. 51*, Exposure Draft, FASB.
- [2007a] *Business Combinations*, Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007), FASB.
- [2007b] *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements, an amendment of ARB No. 51*, Statement of Financial Accounting Standards No. 160, FASB.
- and International Accounting Standards Board [2006] “Exposure Draft, *Business Combinations* Comment Letter Summary,” FASB/IASB.
- Herz, R. H. [2007] “International Accounting Standards: Opportunities, Challenges and Global Convergence,” *Testimony of Robert H. Herz*, Before the Subcommittee on Securities, Insurance, and Investment Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, October 24, 2007.
- Horngren, C. T. [1973] “The Marketing of Accounting Standards,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 136, No. 4, pp. 61-66.
- International Accounting Standards Board [2003] *Consolidated and Separate Financial Statements*, International Accounting Standard 27, IASB.
- [2004] *Business Combinations*, International Financial Reporting Standard 3, IASB.
- [2005] *Amendments to IFRS 3 Business Combinations*, Exposure Draft, IASB.
- [2008a] *Business Combinations*, International Financial Reporting Standard 3, IASB.
- [2008b] *Consolidated and Separate Financial Statements*, International Accounting Standard 27, IASB.
- [2008c] *Business Combinations Phase II, Project Summary, Feedback and Effect Analysis*, IASB.
- Kelly-Newton, L. [1980] *Accounting Policy Formulation: The Role of Corporate Management*, Addison-Wesley Publishing Company, Inc. (大石桂一訳『ケリー・ニュートンの会計政策論』九州大学出版会, 1999年).
- McCreevy, C. [2005] “Address to the Global Public Policy Symposium,” London, 20 October 2005.
- Moonitz, M. [1974] *Obtaining Agreement on Standards in the Accounting Profession*, American Accounting Association (小森瞭一訳『ムーニッツ アメリカにおける会計原則発達史』同文館, 1979年).
- Nobes, C. [2006] “The Survival of International Differences under IFRS: Towards a Research Agenda,” *Accounting and Business Research*, Vol. 36, No. 3, pp. 233-245.
- Prakash, P. and A. Rappaport [1977] “Information Inductance and Its Significance for Accounting,” *Accounting, Organization, and Society*, Vol. 2, No. 1, pp. 29-38.
- Rappaport, A. [1977] “Economic Impact of Accounting Standards: Implications for the FASB,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 143, No. 5, pp. 89-98.
- Street, D. L. and C. L. Linthicum [2007] “IFRS in the U.S.: It May Come Sooner Than You

- Think : A Commentary,” *Journal of International Accounting Research*, Vol. 6, No. 1, pp. xi-xvii.
- Wolk, H. I., Dodd, J. L. and M. J. Tearney [2004] *Accounting Theory, Conceptual Issues in a Political and Economic Environment, 6th edition*, Thomson South-Western.
- Zeff, S. A. [2002] ““Political” Lobbying on Proposed Standards: A Challenge to the IASB,” *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 1, pp. 43-54.